

小型船舶操縦士の免許制度の見直し

- 令和2年7月1日から、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第26号)及び関係告示が施行され、新たに、一定の基準に適合する特定漁船が、船舶職員及び小型船舶操縦者法上の小型船舶となります。

【特定漁船の基準】

- ① 長さ24m未満の漁船であること。
- ② 沿海区域の境界からその外側80海里以遠の水域を航行しない漁船であること。
- ③ 総トン数80トン未満の漁船であること。
- ④ 出力750キロワット未満の推進機関を有する漁船であること。
- ⑤ 操舵位置において、一人で操縦を行う構造の漁船であること。
- ⑥ 機関区域が無人の状態であっても、警報により直ちに機関区域に行くことができるよう措置された漁船であること。
- ⑦ 軽油又はA重油を内燃機関の燃料として使用する漁船であること。
- ⑧ 一航海の期間が10日を超えない漁船であること。
- ⑨ 適切な見張りを維持するための体制が確保された漁船であること。
- ⑩ 僚船による支援体制が確保された漁船であること。
- ⑪ 遊漁船業の適正化に関する法律第2条第2項に規定する遊漁船でないこと。

- この小型船舶の範囲の見直しに伴い、1級小型船舶操縦士及び2級小型船舶操縦士の免許には、特定漁船能力限定が付されます。
- 小型船舶操縦者として特定漁船に乗船するには、特定漁船の運航やディーゼル機関の運転に関する業務を行うに当たり必要な知識及び技能を修得するための登録特定漁船講習の課程を修了し、申請により、特定漁船能力限定を解除することが必要となります。
- なお、特定漁船には、当分の間、従前どおり、海技士(航海)及び海技士(機関)を乗り組ませることができます。

【関係規則】

- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第26号)
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第2条の7の国土交通大臣が告示で定める基準を定める告示等の一部を改正する告示(令和2年国土交通省告示第500号)
- 登録特定漁船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を定める告示(令和2年国土交通省告示第501号)

操縦免許証の表示

- 特定漁船能力限定が付された操縦免許の場合、
 - 操縦免許証の表面は、従来どおり、特定漁船能力限定の有無による表示の違いはありません。
 - 操縦免許証の裏面に、「(表面)に記載のない限定:特定漁船以外の船舶」と表示されます。
- 操縦免許証への特定漁船能力限定の表示は、新規・進級免許の申請や、改正省令の施行後初めての更新・再交付・訂正申請の機会に併せて行います。
- 各地方運輸局等の窓口では、特定漁船能力限定が付されない特殊小型船舶操縦士の免許のみに係る申請書類又は特定漁船能力限定が解除された1級小型船舶操縦士の免許に係る申請書類については、他の免許に係る申請書類と分けて受け付けています。

操縦免許証(表)

小型船舶操縦免許証 第0000000000000号
Permit of Boat's Operator



氏名 海技 太郎

Name Kaigi taro

平成01年01月08日生

Date of Birth: Jan. 08, 1989

本籍 東京

住所 東京都千代田区霞が関2-1-3

資格・限定等

一級

特殊

特定 設備等

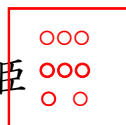
令和05年05月07日まで有効

免許証交付日 令和02年07月08日

免許登録日 平成30年05月08日

国土交通大臣

Minister of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism Japan



操縦免許証(裏)

船長の遵守事項

- ・酒酔い操縦等の禁止
- ・発航前点検の実施
- ・免許者の自己操縦
- ・見張りの実施
- ・危険操縦の禁止
- ・事故時の対応
- ・救命胴衣の着用義務

(表面)に記載のない限定:特定漁船以外の船舶

(参考) 特定漁船能力限定の付与

- 令和2年7月1日以降、新たに小型船舶操縦士(特殊小型船舶操縦士を除く。)の免許を受けようとする者であって、登録特定漁船講習の課程を修了していないものには、特定漁船能力限定が付されます。
- 令和2年7月1日時点で、現に1級小型船舶操縦士又は2級小型船舶操縦士の免許を受けている者は、改正省令の附則により、特定漁船能力限定が付された操縦免許を受けたものとみなされます。
- 操縦免許証への特定漁船能力限定の表示は、新規・進級免許の取得や改正省令の施行後初めての更新・再交付・訂正の機会に併せて行われます。

施行: 令和2年7月1日

